

滞在最終年度の国家試験に不合格となった EPA 看護師・介護福祉士候補者が 雇用契約の終了に伴い帰国する場合の手続き

公益社団法人国際厚生事業団
受入支援部

1. はじめに

経済連携協定(EPA)に基づき入国をした EPA 看護師候補者は 3 回目の国家試験、EPA 介護福祉士候補者は滞在 4 年目の国家試験に不合格となった場合、在留期限までに帰国することとなります。帰国する場合の
手続き及び留意事項をご案内します。

2. 帰国の手続き

(1)雇用契約終了日の決定

EPA 候補者は、国家試験に不合格であった場合でも、直ちに雇用契約が終了とはなりません。EPA 看護師・介護福祉士候補者として、国家資格の取得に必要な知識・技能を習得するための研修・就労をする限りにおいて、在留期限までは就労を継続することが可能です。在留期限前に雇用契約を終了したい場合には、受入れ施設と相談の上、雇用契約終了の手続きを行ってください。

雇用契約の終了は日本の労働関連法規に基づいて決定されます。雇用契約終了手続きについて、疑問点やお困りの点があれば、JICWELS 相談窓口までご連絡ください。

<JICWELS 相談窓口>

- ◇ フィリピン人相談窓口（毎週月曜日～金曜日）03-6206-1142
 - ◇ インドネシア人相談窓口（毎週月曜日～金曜日）03-6206-1149
 - ◇ ベトナム人相談窓口(毎週月曜日～金曜日) 03-6206-6991
- E メール(sodan@jicwels.or.jp)でも相談を受け付けています。

(2)帰国日の設定

雇用契約の終了が決まりましたら、受入れ施設と相談し、帰国日を決定してください。雇用契約終了後 3 か月以上在留をしていると、在留資格を取り消される場合があります。雇用契約終了後は早めに帰国をするようにしてください。

帰国の際には、受入れ施設の職員が、出国空港において出国を見届ける義務があります。帰国日・出国空港を決める際は、受入れ施設の担当者の都合も考慮した上で、話し合っ
て決定してください。

(3)在留期間満了後の滞在の可否

在留期限を過ぎての滞在はできません。入院等のやむを得ない事情により在留期限までに出国できない可能性がある場合は受入れ施設へ相談をしてください。

(4) 帰還費用

EPA 候補者の受入れ枠組みにおいては、法務省告示により、候補者の帰国旅費の確保等帰国担保措置を講じていることが受入れ機関の要件とされています。

また、候補者との雇用契約書(参考)においては、雇用契約終了の際の候補者の帰還費用は、契約の終了の原因が候補者の重大な責に帰する場合を除き、受入れ機関が負担することとされています。

国家試験に合格しなかったことは候補者の重大な責に帰する場合に該当しません。

ここでいう候補者の重大な責に帰する場合は、たとえば、候補者が受入れ機関において定める就業規則に基づく懲戒解雇にあたるなどの場合が想定されます。

そのため、原則として帰国しなければならない際の最終的な帰国旅費の負担の責任は、受入れ機関となります。

(参考)

・ 雇用契約書

雇用契約の終了の際の就労者の帰還費用は、契約の終了の原因が就労者の重大な責に帰する場合を除き、雇用主が負担するものとする。就労者が看護師候補者／介護福祉士候補者として滞在を認められた期間に日本国の看護師／介護福祉士国家資格を取得できなくなったこと自体を以て、就労者の重大な責に帰する場合はみなされない。

(5) 給与の支払い

受入れ施設は候補者が帰国するまでに未払い分の給与の支払いを行うこととなっています。ただし、やむを得ない場合には、帰国後に海外送金で振り込む場合もあります。

(6) 住民税の納付

住民税は 1 月～12 月の 1 年間の所得に対して支払いが発生し、翌年から毎月の給与より控除されます。帰国前にそれまでに発生した住民税を事前に全て納付しなければなりません。納付先は 2018 年 1 月 1 日まで居住していた市町村です。

(7) その他の解約、精算等

携帯電話、クレジットカード、インターネット等を個人で契約している場合は、帰国前に必ず解約と精算を完了してください。友人や同僚に譲渡することはトラブルの原因となりますので、必ず解約をお願いします。

また、水道光熱費等、請求が後から来るものについては、事前に施設や同居人(ルームシェアの場合)に請求見込み額を預けていく等してください。

(8) 年金脱退一時金

日本出国から 2 年以内であれば、帰国後に母国で「年金脱退一時金」の請求ができます。申請には年金手帳が必要です。受入れ施設が保管している場合には、退職日までに年金手帳を受け取ってください。

<「脱退一時金」請求手続きの詳細>

URL : <https://www.nenkin.go.jp/service/jukyuu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

◇ インドネシア語：

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todoke/kyotsu/20150406.files/F.pdf>

◇ フィリピン語：

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todoke/kyotsu/20150406.files/G.pdf>

◇ ベトナム語：

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todoke/kyotsu/20150406.files/I.pdf>

【フィリピンの場合】

平成 30 年 8 月 1 日に、日・フィリピン社会保障協定が発効したことを受け、日本とフィリピンの制度への二重加入が解消されることになり、日本とフィリピンの年金保険期間が通算できるようになりました。詳しくは、日本年金機構にお問合せください。

(参考1) 日本年金機構のホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2018/201805/20180525.html>

<https://www.lcgjapan.com/pdf/nlb0449.pdf>

(参考2) 外務省のホームページ

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_006048.html

(9) 在留カード

在留カードは空港で出国手続きをする際に穴を空けて返却されます。帰国後に受入れ施設にて、在留カードのコピーが必要となる場合があります。在留カードのコピーを保管することをおすすめします。

(10) 在職証明書の発行

在職証明書が必要な場合は、帰国する前に受入れ施設に発行をお願いしてください。帰国前に受入れ施設から受け取るようにしてください。

(11) 荷物の運搬

航空便、エコノミー航空(SAL)郵便、船便の方法があります。航空便は早いですが、費用は比較的高いです。船便は比較的安価ですが、受け取りまで 1~2 か月以上要する場合があります。エコノミー航空(SAL)郵便は、東南アジア地域へは 10 日間程度で到着します。

受入れ施設からパソコンや電子辞書などの物品を借りている場合には、必ず荷物を送付する前に返却してください。なお、運搬の費用については、どちらが負担するという定めはありません。

(12) 機内持込荷物や預け入れ荷物

重量制限を超過した場合は超過料金が発生します。機内持込荷物や預け入れ荷物の大きさと重量制限、個数の制限、持ち込み可能な物品等については、事前に各航空会社に直接お問い合わせください。なお、超過手荷物料金については、どちらが負担するという定めはありません。

(13) 帰国時アンケート

受入れ施設を通じて、帰国時アンケートの提出をお願いします。

(14) 連絡先登録票

JICWELS 及び政府の関係機関が、帰国後、元 EPA 候補者に対して各種支援を行いますので、受入れ施設を通じて連絡先登録票の提出をしてください。連絡先登録票の記入内容は、日本政府の関係省庁及び JICWELS の学習支援事業実施者に提供します。

(15) 来年度以降の国家試験の受験手続き

1) 看護師候補者

EPA 候補者は、帰国後も日本の看護師国家試験を受験することが可能です。出願には、すでに発行している国家試験受験資格認定書が必要です。紛失しないよう、必ず持ち帰り、保管してください。

出願方法の詳細は、JICWELS または政府の関係機関から「連絡先登録票」に記入したメールアドレスへお送りします。JICWELS のホームページにも掲載します。(例年 10 月頃)

また、看護師国家試験の受験を目的として来日するためには本国の日本国大使館もしくは総領事館で「短期滞在」査証(ビザ)を取得する必要があります。(連絡先は「(3) 査証(ビザ)に関するお問い合わせ先」にございます)

2) 介護福祉士候補者

EPA 候補者は帰国後も日本の介護福祉士国家試験を受験することが可能です。出願には、すでに発行している受験票(もしくは不合格通知)が必要となります。「受験資格確定済申出書」を提出すれば、「実務経験証明書」を提出する必要はありません。

平成 27 年度入国の候補者で不合格のため帰国した候補者には「受験の手引き」が「連絡先登録票」に記入した住所に郵送されます(直近の国家試験受験後、次の試験の 1 回のみ)ので、手引きに沿って、手続きを行ってください。このとき、既に発行している受験票(もしくは不合格通知)を添付する必要がありますので、紛失することのないよう大切に保管してください。

他の年度に入国し、不合格のため帰国した候補者には、出願方法の詳細を JICWELS または政府の関係機関から「連絡先登録票」に記入した連絡先へお送りします。JICWELS のホームページにも掲載します(例年 7 月頃)。

注意！！受験資格の要件に関わる内容です！！

介護技術講習を修了した候補者の実技試験は、講習を修了した日以降に引き続いて行われる 3 回の試験で免除されます。(実際に介護福祉士国家試験の筆記試験を受験したか否かはわかりません。)

試験の詳細については、下記へお問い合わせください。

<お問い合わせ>

公益財団法人社会福祉振興・試験センター 試験室

TEL: 03-3486-7521

E-mail: epa@sssc.or.jp

介護福祉士国家試験の受験を目的として来日するためには、本国の日本国大使館もしくは総領事館で「短期滞在」査証(ビザ)を取得する必要があります。

※注意

EPA 候補者が、在留資格を「特定活動」以外の在留資格(例:日本人の配偶者)に変更し、引き続き日本に滞在しながら国家試験を受験する場合、その在留資格は国家資格取得を目指すものではなくなることから、厚生労働省が実施する学習支援事業を受けられません。

3) 査証(ビザ)に関するお問い合わせ先

日本ビザ申請センター (Japan Visa Application Centre: JVAC)

<http://www.vfsglobal.com/japan/indonesia/Japanese/index.html>

住所: Lotte Shopping Avenue 4F, Unit No. 33

Jl. Prof. Dr. Satrio Kav 3-5, Jakarta Selatan

TEL: (021) 3041-8715

在フィリピン日本国大使館

住所: 2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

TEL: (02) 551-5710

在ベトナム日本国大使館

住所: 27 Lieu Giai, Ba Dinh, Hanoi, Vietnam

TEL: +84-4-3846-3000

(16) 帰国した候補者に対する支援

日本政府は、帰国した EPA 看護師・介護福祉士候補者に対する支援として、以下のプログラムを実施しています。(平成 30 年度実績)

帰国後に、以下の学習支援を受けたい候補者は、連絡先登録票を必ず帰国前に JICWELS まで提出してください。

- ①母国での模擬試験(看護・介護)
- ②e-ラーニングによる学習支援(看護)
- ③通信添削指導(国家試験対策動画講義含む)、学習相談窓口の設置(介護)
- ④チャレンジ問題メールの配信、最新データ及びテキスト改訂箇所冊子の提供(介護)
- ⑤在外公館で日系企業への就職説明会(看護・介護)